



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

生計を一にする妻に支払った税理士報酬の必要経費性

—妻を独立した事業者と認め法56条の適用を違法と判断—

所得税は個人単位課税を原則としていますが、例外として、所得税法56条において親族が事業から受ける対価につき世帯単位課税を採用しています。家族の在り方、女性の就労状況等が大きく変革しつつある現在、法の立法経緯に立ち返って法56条の意義を判断した事例をご紹介します。(平成15年7月16日東京地裁・一部認容・Z888-0748)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

弁護士業を営む原告Xは、税理士である妻A子と平成7年から平成9年までの間、顧問税理士契約を締結し税理士報酬等を支払い、同報酬を事業所得の必要経費として確定申告をしました。これに対し、Y税務署長は、同報酬は所得税法56条に規定する「生計を一にする配偶者」に支払ったものに該当するとして必要経費を否認する更正決定処分を行いました。Xは、本件各更正決定は違憲又は違法であるとして、被告国及び同東京都知事に対し、Xが負担させられた金額について、誤納金の不当利得返還請求の訴えを起こしたものです。

所得税法56条の「従事したことその他の事由により対価の支払を受ける場合」の意義について、原告は限定的に解釈するべきであるとして、その親族の営む事業が事業としての独立性を有している場合は、同条の要件には当たらないと主張しました。一方、被告は、同法56条が対価の発生事由に何ら限定を付していないこと等からして、文理上、居住者が生計を一にする親族に支払った対価に相当する金額は一律に必要経費に算入されないと主張しました。

裁判所は、所得税法56条の立法経緯及び立法趣旨並びに税理士業務の性質等を検討して、被告の主張を排斥し、原告の請求を一部認容する判断を下しました。

1. 法56条の「その他の事由」については、被告らが主張するように全く無限定のものと解することは法令用語の常識にも反するものであり、その例示である要件の前半部分に関する解釈や、その立法趣旨等を参照して検討すべきものである。
2. 旧法11条の2(法56の改正前の規定)は、シャウプ勧告のいう「要領のよい納税者」が行う租税回避的な行為を封ずるものであるが、それ以外に家事関連費との区別が困難であることを立法理由とすると解される。そうであるとすると、納税者たる事業者の親族等が、自らも独立して事業を営み、その事業の一環として納税者たる事業者と取引して何らかの対価を得る場合には、上記の所管官庁が想定している場合には含まれないし、納税者たる事業者の家事関連費との区別が困難である事情もないのであるから、同条が想定しているものとは認められず、これを受け継いだ法56条の適用もないというべきである。
3. 以上の検討によれば、法56条の「従事したことその他の事由により対価の支払を受ける場合」とは、親族が、事業自体に何らかの形で従たる立場で参加するか、又は事業者に雇用され、従業員としてあくまでも従属性の立場で労務又は役務の提供を行う場合や、これらに準ずるような場合を指し、親族が独立の事業者として、その事業の一環として納税者たる事業者との取引に基づき役務を提供して対価の支払を受ける場合については、同条の上記要件に該当しないものというべきである。
4. 税理士法1条、3条及び52条の規定から、税理士は依頼者からの依頼に応じ、依頼者の指揮監督に基づかず、独立した立場でその意思と能力に基づき裁量を持って独占的に業務を行うものと解される。このような業務の性質、妻A子の業務の形態等から、妻A子は、原告とは別個独立の事業者と認められ、法56条の適用を受けるものではないと解るべきである。 …… (税法データベース編集室 正木洋子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4版28枚)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込)で頒布しますのでご一報ください。